

人間の尊厳とは何か

A study on the meaning of human dignity

芝田 英昭

SHIBATA Hideaki

要約

人間の尊厳は、様々な場面で人間尊重の根拠の概念として使われている。伝統的な考えとしては、イマヌエル・カントによって合理的自立の概念に基づき説明されているし、実際、カントの考え方は、現代の市民社会形成において重要な役割を果たしてきた。

しかし、この考え方だけでは、現代的な人間の尊厳のすべてを説明することはできない。出生前の人間の一部としての胚、臓器、あるいは死した人の尊厳をどう理解すれば良いのであろうか。

また、現代社会において、人間の尊厳を踏みにじる行為…戦争、暴力、性差別、虐待、奴隷的労働、搾取…が、繰り返されるが、それはなぜなのだろうか。

本論では、人間の尊厳の理解に関して、現時点での筆者の考えを提起する。

キーワード：人間の尊厳、イマヌエル・カント、人間の臓器、人間の胚、人格

Abstract

The concept of human dignity is the foundation for respecting humanity in various aspects. Traditionally, human dignity was based primarily on the concept of reasonable autonomy described by Immanuel Kant. This idea plays a crucial role in the creation of modern civil society.

However, it is difficult to explain all of human dignity based on his idea. For example, can we understand human dignity in human organs, human embryos, and dead people?

In addition, many acts of war, violence, sexual discrimination, abuse, slave labor, and expression in modern society. The meaning of that cause was analyzed.

A personal idea of human dignity and its respect were presented in this paper .

Key words : human dignity, Immanuel Kant, human organs, human embryo, personality

はじめに

人間の尊厳が踏み躪られることはしばしばある。例えば、戦争、暴力、性差別、虐待、奴隷的労働、搾取などである。人間以外の動物は、食物連鎖は別にして、少なくともこのようなことは行わない。人間は、何故こうも人間を虐げることができるのであろうか。

現生人類の直接の祖先である「新人類」が誕生したのは、約20万年前と言われている。地球の誕生が約46億年前であるから、地球の歴史を1年に短縮したとすると、大晦日12月31日の23時37分に人類は誕生したことになる。地球の歴史から比べれば、人類の歴史はちっぽけなものである。

人間はこの短い期間に劇的な進化を遂げた。自然に存在する大部分の物を加工し、人間にとって有用な物に変化させることができる地球で唯一の生物となった。しかし、人間の歴史は、争いの歴史でもあった。貧富の差がなかった古代共産制社会から、農耕を身につけたことで、多くの富を所有する者と、その者に支配される貧しき者が生まれ古代奴隷制社会が誕生し、人間が人間を虐げ殺し支配し始めたのである。

また、その頃から、人間は武器開発に熱心になった。当初は、少人数を殺傷する弓矢や槍であったが、今では大量破壊兵器（核兵器、化学兵器、生物兵器など）を競って開発している。

高度な智慧を持つ人間が約76億人もいる地球で、現在その約3割強の約23億人が紛争地域で暮らしている⁽¹⁾。

智慧を持つ人間が、なぜこうも愚かのかをするのであろうか。もしかしたら、「人間の尊厳」が、抽象的で曖昧であるが故に、為政者にとって都合良く解釈されるからではなかろうか。本論では、人間の尊厳をどう理解するのか、現時点での筆者の考えをまとめることにする。

1. 尊厳の理解

尊厳とは、広辞苑では、「とうとくおごそかで、おかしがたいこと」、大辞泉では、「とうとくおごそかなこと。気高く犯しがたいこと。また、そのさま」と説明されている。英語では、一般的には 'dignity'（威厳、気品）、あるいは 'sanctity'（神聖）の語が使用されている。

dignityの語源は、ラテン語の 'dignitas' であり、その意味は、古代ローマの重要な地位にあった者に対する尊敬と名誉を表し、長く使用されてきた概念である。

1789年のフランス人権宣言 (Declaration des Droits de l' Homme et du Citoyen) は、第6条で尊厳 (dignity) に言及した。「全ての市民は、法律の前に平等であり、あらゆる尊厳 (à toutes dignités)、つまり、徳行と才能以外の差別なく、その能力に従って、あらゆる地位・公職につく資格がある」とし、「地位・公職につく資格」として用いられ、権威や威厳の意味で用いられたことが理解できる。ちなみに、ここで言う市民 (citoyen) は、一定の税金を支払った男性のみを表していることから、人に値する者は極めて限定されていた。

人間の尊厳が、1948年の世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights) の第1条において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等

である」と規定されたことで、特定の「市民」から「人間一般」の尊厳へと昇華し今日的な意味(基本的人権との関係性)で使用されることとなった。ただ、この昇華の流れは、一方的な天賦のものではない。18世紀半ばから19世紀にかけて起こった産業革命と密接な関係をもっている。

14世紀以降の封建制社会の衰退と崩壊によって、多くの人々(農奴等)が、それ以前の階級社会では存在しなかった「自由」を獲得し自らの困難性を訴えることができるようになったが、19世紀後半になるまではその力は大きなものにはならなかった。産業革命を経たことで、労働過程が、道具を使用した小規模な「家内制手工業」、その過程が工場内で行われる「工場制手工業」から、機械を導入し多くの労働者が同一の工場で労働する「工場制大工業」に転化し、工場で働く大量の労働者は、共同して働くことで自らのおかれている労働条件や生活条件を共有し、その窮状を訴える「共同の力」を獲得した。

つまり、産業革命を通して人間は、個人の苦難に対して個人的に怒り・憤るのではなく、他人の窮状を我が事と考え、共にその状態を改善するために運動する力を獲得したのであり、人間(一般)の尊厳は、天賦ではなく運動により勝ち取ったものであると考えられる。

その後、世界人権宣言の思想は、国連の様々な権利条約や多くの国の憲法に影響を与えた⁽²⁾ことは、疑う余地もない。

しかし、この地球には多種多様な生命が存在するにも関わらず、なぜ「人間」のみの「尊厳」が問われるのであろうか。もちろん、動物の尊厳にも触れることがあるが、それは人間から見た「対象としての動物」の尊厳であり、動物そのものが主体的に尊厳を語ることはあり得ない。

キリスト教では、その答えを「神の似姿」として説明している。旧約聖書創世記では、「神は言われた、『われわれのかたちに、われわれにかたどって人を造り、これに海の魚と、空の鳥と、家畜と、地のすべての獣と、地のすべての這うのものを治めさせよう』」[日本聖書協会(1955)創世記第1章26節]と語られ、人間は神の姿に似ていることから、他の生き物とは違い sanctity=神聖・尊厳を持ち合わせているのだとしている。

しかし、必ずしもキリスト教を信仰している者の多くない日本では、にわかになんて説明とはいえない。人間が他の生物(特に動物)とは違う何があるのだろうか。

2. 思考能力と優生学

フランスの哲学者ブレイズ・パスカル(Blaise Pascal)は、「人間はひとくきの葦にすぎない。自然の中でも最も弱いものである。だが、それは考える葦である」[パスカル(2018) pp.250・251]、あまりに有名な言葉であり、真理を言い当てている。また、「人間の尊厳のすべては、考えることのなかにある」、「考えが人間の偉大さをつくる」[パスカル(2018) p.251]とも述べている。

つまり、人間は「思考能力」を持っていることが、他の動物とは決定的に違うことが、その尊厳の根拠とされる。しかし、近年の研究では、類人猿の一部(ボノボやチンパンジー)も、簡単な言葉を理解し、道具を使い、一定のコミュニケーションができることが分かってきた[平田

(2013)]。

人間と類人猿との差異化には、「複雑な」思考能力との修飾語を必要とするであろう。であれば、さらにいくつかの疑問も浮かぶ。複雑な思考能力を持ち合わせない場合は、「尊厳は無いのか」。

人は時にして、重い障害を持って生まれ、また、出生後の人生のある時期にさまざまな傷病により、自らの意思では行動ができなくなる場合もある。この状態は、人間特有の複雑な思考能力を発揮できない様に見受けられるが、では、人間としての尊厳は否定されるのであろうか。

この点は、19世紀末以降の「優生学」の歴史ともかかわる。優生学の祖とも言われるフランシス・ゴルトン (Francis Galton)⁽³⁾ は、1883年に発表した著書『人間の能力とその発達の研究』[Galton F (1883)] において優生学 (eugenics) との言葉を世界で初めて使用した。

その後、ゴルトンは、ロンドンで開催された第1回イギリス社会学会 (1904年) において「優生学—その定義、展望、目的」との講演を行い、「優生学とは、ある人種 (race) の生得的質の改良に影響するすべてのもの、およびこれによってその質を最高位にまで発展させることを扱う学問である」[立岩 (1997) pp.255・256] と定義した。1859年にダーウィンの『種の起源』が出版され、生物学としての進化論が、多くの科学者が認めることとなったが、進化論の隆盛が優生学の浸透に寄与したことは言うまでもない。

1870年代以降第一次大戦まで、進化論は、人間やその社会の発展段階にも応用しようとの動きが見られた。いわゆる社会ダーウィニズムである。このような社会情勢の中で、進化論と遺伝の原理を、人間に応用しようとする「優生学」は、多くの人々に受け入れられることとなった。

1902年、アメリカのインディアナ州において、犯罪者や精神障害者が急増していることを理由に、刑務所に収監されていた42人に断種が実施されたのが、優生学における断種の最初の事例とされている。その後、同州では1907年に世界で初の断種法が可決・成立し、1909年～1923年までにアメリカ32州で断種法が制定された。

その中でも、ナチスドイツの断種法に大きな影響を与えたとされる「カリフォルニア断種法」は、極めて特異な位置付けがあった。多くの州が、刑務所収監者や精神障害者に断種を行うことを目的としていたが、同州では、それに加えて梅毒患者、性犯罪累犯者などにも断種対象者を拡大した。また、1933年までの断種件数のうちその半数がカリフォルニア州であったことも分かっているし、この実績がドイツに伝えられ、1933年のドイツ断種法の成立へとつながったと言われている [米本 (2000) p.36]。

ナチスドイツでは、1938年までは、断種はあくまでも遺伝に由来する疾患患者に限定していたが、1939年、「T4作戦」⁽⁴⁾ が開始され、断種が劣等民族等虐殺へと優生思想がエスカレートしていった。虐殺の対象となったのは、ユダヤ人、ロマ人、スラヴ人等の異民族、精神病患者、労働しない者、浮浪者、身体障害者、知的障害者、同性愛者等で、900～1,100万人が虐殺されたと言われている。

これらは、人間の尊厳を踏みにじる許しがたい蛮行である。しかし、優生思想は戦後にも脈々と受け継がれて行った。日本の旧優生保護法、スウェーデンやノルウェー等の高度な福祉国家に

おける優生政策である。

3. 人間の尊厳の要素としての人格

カント (Immanuel Kant) は、「人間はたしかにいささかも聖なる存在ではないが、その人格における人間性は、彼にとって聖なるものでなければならない。すべての被造物のうち、人間がそれを望み、そしてそれを意のままにすることができるすべてのものは、たんに手段として使用することができる。ただし人間だけは、そして人間とともにあらゆる理性的な存在者は、目的そのものである。すなわち人間は、その自由の自律によって、聖なる道徳法則の主体なのである (下線筆者)」 [カント (2013) p.56] と、人間は「手段」ではなく「目的」であるとした。

人間以外の生物やあらゆる物 (カントは、「被造物」と表現) は、人間が「手段として使用」できるが、人間だけは手段としては使用できなし、まさに「目的そのもの」であるとし、人間たる要素は「人格」であるとしている。

人格とは、大辞泉によれば、「独立した個人としてのその人の人間性。その人固有の、人間としてのありかた」だとあるが、であるとするならば、人間たる固有性は「人格」にあり、人間は、存在そのものが「尊厳」と理解できる。

しかし、人間の尊厳概念そのものに関して、市井で話題にされることはほとんどない。それどころか、「人間の尊厳」を所与のものとして、それに基礎づけられた基本的人権や諸権利を語る事が通常である。つまり、「人間の尊厳」ほど、その概念が曖昧模稜としており、時代とともに変化してきたものはない、といえる。カントは、人間の尊厳の侵害の典型的な事例として奴隷化や人身売買 [カント (2012)] との他者による「自由の剥奪」との概念に止まっている。また、カントのその概念の対象は、「自律」との言葉を使用していることから、出生後から死亡する前までの「生きている人間」を対象としていたと理解できる。

ただ、現在では、「人間の尊厳」が、死体・死者の様な自己意識が消滅した後の段階、臓器移植、胚 (受精卵) のような人間を構成する部位であり、人間の出生以前の段階で重要な位置付けを持ってきていることから、本概念が時代とともに変化する、いわば固定的概念ではなく「変容可能な柔軟な概念」であるといえる。

1) 死者との語らいと人間の尊厳の関係性

筆者の娘は、末期の「隋芽細胞腫 (悪性脳腫瘍)」のため、22歳の若さでこの世を去った。3歳時にこの病に罹患し、最初の外科手術では病巣のあった小脳の3分の1 (左側) を切除し、その後、放射線療法 (当時は全脳照射で、5歳までに3,000ラド (現在の単位では30グレイ))、抗がん剤 (オンコピン) 投与を行った。当時は、小児であっても積極的治療を行うのが一般的で、予後のQOLよりも「病気を治す」ことに主眼がおかれていた。結局、彼女は、その後も幾度となく腫瘍が播種 (種を蒔くように転移を繰り返す) し、その都度外科手術によって腫瘍を切除し化学療法を実施した。結局、亡くなるまでに脳と脊髄に9度のメスが入られた。

当然、繰り返される治療によってQOLは低下し、存命中は右半身麻痺と知的障害を伴うこととなった。結局、幼児期から学童期にかけて、いじめや差別にあったが、反面、多くの理解ある友人に囲まれ、総じて幸せな人生を送った。

18歳からはMRI検査においても異常は見られなかったが、2006年6月の22歳の誕生日を迎えたころ、激しい頭痛と両下肢の麻痺が彼女を襲った。緊急入院し検査の結果、既に、腫瘍が脊髄全体に広がり治療は不可能で、余命は長くみて半年と告げられた。その後は、近くの総合病院で疼痛コントロールを行うために、常時病室で塩酸モルヒネが投与されることとなった。

2006年10月31日、22歳の人生の幕を閉じた彼女は、人間から「遺体」へと変化した。彼女は、未だほの温かいにもかかわらず、遺族には看護師から、「葬儀社リスト一欄」が渡され、連絡を取った葬儀社社員2人が、早々に病室に現れ、彼女を丁寧に清拭しストレッチャーに乗せ、「病院の裏口」から運び出してくれた。彼女は、入院時には「病院の玄関」を潜ったが、患者から死体が変わった時点で、人間ではなく「もの」として扱われた、のである。しかし、本当にそうであったのか。

筆者の故郷は、家の周りを田圃が埋め尽くす片田舎で、彼女の葬儀も盛大に行われ、彼女に相応しい墓も新調した。四十九日まで毎夜読経を欠かさず、毎週速夜⁽⁵⁾を催した。また、毎年、法事を行っている。

筆者は、「人間は、死しても尊厳を維持している」と感じる。死した人間を、弔い、悼み、永きにわたって祀る行為は、人間だけしか行わない。今も、毎日娘の遺影を拝み語りかける。

葬送・法要は、単なる儀礼ではなく、死した人への語りを通して、その人（死者）の人格を確認する行為ではないのか。人格は、死して消滅するのではなく、死者を取り巻く縁故者によって語りを通して維持される。ただし、厳密に言えば遺体そのものではなく、記憶や思い出としての死者の尊厳と言えるのかもしれない。また、尊厳の主体は、死した人というよりも、その縁故者だといえる。

2) 臓器、胚（受精卵）の尊厳と生命倫理

2017年のノーベル文学賞受賞者カズオ・イシグロの『わたしを離さないで』は、臓器提供者としてのクローンである主人公キャッシーの出生の秘密と、彼らを介護人として世話をしている彼女の抑制された語りで描かれている秀作である。2010年にはイギリスで映画化され、日本でも2017年テレビドラマ化された。

同書は、臓器移植、胚（受精卵）、クローン問題を浮き彫りにした。これらの問題は、個人の出生後ではなく、それ以前の人間を構成する一部、あるいはその人間の根源に関わることから、出生後の人間の尊厳と同一に論ずるのは難しい。

つまり人格を持った人間が主体者として尊厳を論ずることは、理解しやすいが、出生前や誰かの体の一部として人間を構成する要素の場合は、人間の尊厳というよりも、「人間の生命の尊厳」と表現した方がしっくりくるのかもしれない。あるいは、人間個人の尊厳というよりも、「人間

の類(種)としての尊厳」とも換言できる。

これらの問題を論じようとすれば、人間の疾病や生命の回復に果敢に取り組んできたここ数世紀の科学技術、医療技術、生殖医療の飛躍的進歩により、人類が生命の神秘と根源により近づいてきたことで、長らく不可能だと思われていたいくつかの問題が科学的には実現可能となったことを直視しなければならない。しかし、科学的・医療技術的に生命の根源を操作することができることと、その倫理性とのジレンマに人間は悩むこととなった。

人間・類の尊厳を基に、生命倫理から出生以前の問題を語らなければ、進歩したあるいはこれからも飛躍的に進む科学技術の下では、おそらく一部の人間は暴走するであろう。

しかし、出生後の人間であれば、人格ある人間として目的であり主体として「人間の尊厳」を問うことは可能である。しかし、臓器、胚は人格を問うことができるのであろうか。

西野基継は、『人間』または『人間の生命』に包含される範囲を、特別の性質・能力に依らしめることなく、できるだけ広く画定するとき、最も初期段階の人間の生命もその中に組み入れられる」[西野(2016) p.196]との説を紹介している。しかし、西野は、こうも述べている。「もしも出世前の生命に尊厳を認めるならば、現行法での医学的適応、胎児疾患的・犯罪的・社会的適応の場合に、胎児の生命の剥奪が法的に許されていることは、人間の尊厳の不可侵性と矛盾する」[西野(2016) p.196]。

つまり、例えば日本の「母体保護法」は人工妊娠中絶を認めていることから、誕生前の生命は「人間の尊厳」と同等に語れるのかを提起したのである。

母体保護法の14条は、「次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる」として、「一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの。二 暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの。2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなったときには本人の同意だけで足りる」としていることから、「尊厳の主体」は出生前の「胚あるいは胎児」ではなく、その母胎である母親や配偶者を意味していると理解すべきである。

しかし、これでは「胚あるいは胎児」の尊厳は、人格を持った親の尊厳の付随としての尊厳(あるいは、副次的尊厳)しか存在しないようにもみえる。また、臓器にも同様のことがいえる。つまり、その臓器を持つ個体としての人間の尊厳から、人間に付随する「臓器の尊厳」に矮小化されてしまうのではないのか。

今日の科学や医療技術の進歩した社会において、人間の尊厳を「主体としての個別の人間(個別の肉体が存在する人間、人格のある人間)の尊厳」だけで理解することは不可能である。特に、臓器、胚、クローン問題を射程に入れる場合は、直接的には「個別の人間」とは言い難く、逆にこれらに尊厳を認めなければ、一部の悪質な科学者や医学者によって、遺伝子操作がいと容易く行われ、倫理に反して移植やクローン技術が無制限に繰り返される可能性がある。

つまり、今日的には「人間の尊厳」に、「個別の人間の尊厳」と、「類(種)としての人間の尊厳」

が含まれていると理解すべきである。

おわりに

筆者は、30歳代後半に大学教員になり、長らく原発問題や社会保障に関わってきた。当然、論文も数えきれないほど執筆してきた。しかし、還暦を過ぎた今でも、論文は依頼されるものが断然多く、自らの意思でテーマを設定し執筆することは殆どない。常時、書きたいテーマや思いがあるにも関わらず、である。

今回、長らく気になっていたテーマ「人間の尊厳」を題材に雑文を執筆した。私を取り巻く人生において、何度も「人間の尊厳」を考えさせられることがあったし、また、今まで執筆した論文では、人間の尊厳の周辺に存在する問題を多く取り上げてきた。しかし、残念ながら「人間の尊厳」を正面から取り上げることはなかった。

特に、筆者が専門とする社会保障の場合、「人間の尊厳」は所与のもので、社会保障増進の根柢をなす基本的人権の源泉であり、そのものを問うことは考えつかなかった。しかし、10年前から所属するコミュニティ福祉学部は、「いのちの尊厳のために」を基本理念とし設置された学部であり、常に気になるテーマ性であった。今回、やっと本論を執筆してみて、落とし物を闇の中で手探りし、たまたま手に触れたものから文章化したようで、極めてまとまりが悪いことは自覚している。ただ、読者諸氏が、この論考から一雫の生きる意味を感じ取っていただければ幸甚である。

最後に、戦争犯罪に関する、ドイツと日本の対応の違いに関して気になったことを記して筆を置く。

2018年8月21日、ナチスの強制収容所（当時ドイツが占領していたポーランドのトラブニキ収容所）で看守として働いていた、ニューヨーク在住のジャキープ・パリー（95歳）が、アメリカから国外退去処分を受け、ドイツが受け入れを表明したことでこの度同国に移送された。パリーは、1949年にドイツから渡米し、ナチスの元看守であった経歴を隠し1957年に米国市民権を取得していたが、2001年に過去の経歴を米政府に認め、2003年市民権が剥奪され、2004年米司法省から国外退去を求められていた〔朝日新聞2018年8月23日付〕。

ドイツでは、現在でもナチスで親衛隊やホロコーストで看守等を行っていた者は、許されることはない。国際軍事裁判とは別に、連合国は、ドイツの非ナチ化を徹底するために、西ドイツ自らがナチス残党の追求と処罰を求め、西ドイツは、1946年3月「国民社会主義と軍国主義からの解放に関する法律（通称：非ナチ化法）」を制定し、ナチスの組織犯罪に関わった者の追求を行った。ナチスの追求は、西ドイツの西側諸国での地位が高まるにつれて、恩赦や減刑がなされ、追求が鈍ってきたことに、ドイツ国内の社会民主党やポーランドなどからの追求継続の要請に応じて、時効が1965年、1969年と延長されたが、東ドイツでは、ナチス犯罪と戦争犯罪は時効がなかった。また、国連の1968年総会において、「戦争犯罪および人道に対する犯罪の時効不適応に関する条約」が成立したことで、1979年西ドイツでは、ナチス犯罪を含む全ての「謀殺罪（計画

的な殺人の罪)」には時効を適用しない法律が成立し、1980年施行され、以後もナチス犯罪の追求が行われている〔野村(1993) pp.99-109〕。パリーの件も、この脈略で理解することができる。

最も残酷な、「人間の尊厳」を奪う虐殺という犯罪において、ドイツは戦後70年以上にわたってその罪を追求している。一方、日本は、どうであろうか。

第二次世界大戦の連合国によるポツダム宣言(1945年)に基づき、極東国際軍事裁判所条例に定義された戦争犯罪(A.平和に対する罪 B.通例の戦争犯罪 C.人道に対する罪)に関し、多くの者が逮捕され裁判にかけられたが、1952年4月28日サンフランシスコ講和条約が発効し、日本の主権回復以後に、戦犯は赦免・減刑(A級戦犯は、減刑のみ)された。

また、1953年8月3日には、「戦争犯罪による受刑者の赦免に関する決議」が可決されたことで、戦犯の名誉が回復されたといわれている。

その後は、戦争、植民地や従軍慰安婦問題における日本国を代表する首相の謝罪発言が、変遷している。

例えば、慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話では、「本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に改めて、その出身地のいかなを問わず、いわゆる従軍慰安婦として多数の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対して心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。また、そのような気持ちを我が国としてどのように表すかということについては、有識者のご意見なども徴しつつ、今後とも真剣に検討すべきものとする」と述べられている〔河野(1993)〕と述べられている。

しかし、この延長線上に安倍晋三首相による2015年12月28日の「従軍慰安婦日韓合意」はあるのだろうか。本合意は、当時の日本の岸田文雄外務大臣と韓国の尹炳世外交部長官による外相会談が行われ、両外相による共同記者会見で内容を発表するとしたもので、日韓で公式文書は交わされなかった。その後、韓国の文在寅大統領が、首相による慰安婦への謝罪要求をしたが、安倍首相は「韓国が一方的なさらなる措置を求めることは、全く受け入れることはできない」〔毎日新聞2018年1月13日付〕と要求を拒否した。

この日本の姿勢は、国際社会において認められるのであろうか。2018年8月30日、国連人種差別撤廃委員会(ジュネーブ)は、旧日本軍による従軍慰安婦問題で、日本政府に、2015年の日韓政府合意は「被害者中心の解決策になっていない。生存している元慰安婦の意見が適切に反映されておらず、旧日本軍による女性への人権侵害の責任も明確にされていない」と、日本政府に対して人権侵害と認め、被害者目線で最終的解決を確実に履行するよう勧告した〔東京新聞2018年8月31日付〕。まさに、従軍慰安婦問題に対して日本の姿勢が問われている。

人間の尊厳を徹底的に踏みにじる戦争に関わり、ドイツと日本の戦後の有り様はあまりに対照的である。1985年5月8日、敗戦から40年の式典において、ドイツ連邦大統領ヴァイツェッカー(当時)は、「罪の有無、老幼いづれを問わず、われわれ全員が過去を引き受けねばなりません。全員が過去からの帰結に関り合っており、過去に対する責任を負わされているのであります。心に刻みつづけることがなぜかくも重要であるかを理解するため、老幼たがいに助け合わねばなり

ません。また助け合えるのであります。問題は過去を克服することではありません。さようなことができるわけはありません。後になって過去を変えたり、起こらなかったことにするわけにはまいません。しかし過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです（下線筆者）[ヴァイツゼッカー（1995）pp.3-28]。

ヴァイツゼッカーの言葉は、今の日本にとっては、実を射た助言といえる。

注

1. ギビング・ハンズ：Giving Hands 世界の多くの子どもの人権と尊厳を守るために活動している日本に本部を置く NGO。
2. 世界人権宣言の思想は、以下の条約や規約として具体化された。人種差別撤廃条約1965年、自由権規約1966年、社会権規約1966年、女性差別撤廃条約1979年、拷問等禁止条約1984年、子どもの権利条約1989年、移住労働者権利条約1990年、障害者の権利条約2006年、強制失踪者保護条約2006年
3. Francis Galton 進化論を唱えたチャールズ・ダーウィンの従兄弟
4. T4作戦管理局が、ベルリン市のティーアガルテン通り4番地（Tiergartenstraße 4）にあったことから命名された。
5. 連夜は、「大夜」ともいう。死者を悼むための法要。北陸地方では、亡くなってから49日まで、毎週1回、計7回行われる。ただし、宗派によっては異なる法要を催する。

引用文献

- ・朝日新聞2018年8月23日付。
- ・Galton F（1833）*Inquiries into Human Faculty and its Development*, London, Macmillan and co.
- ・平田聡（2013）『仲間とかかわる心の進化-チンパンジーの社会的知性』岩波書店。
- ・イシグロ・カズオ、土屋政雄訳（2008）『わたしを離さないで』早川書房。
- ・カント、中山元訳（2012）『道徳形而上学の基礎づけ』光文社。
- ・カント、中山元訳（2013）『実践理論批判2』光文社。
- ・河野洋平（1993）『慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長談話』外務省。
- ・毎日新聞2018年1月13日付。
- ・日本聖書協会（1955）『聖書 [口語]』『旧約聖書』創世記。
- ・西野基継（2016）『人間の尊厳と人間の生命』成文堂。
- ・野村二郎（1993）『ナチス裁判』講談社。
- ・パスカル、前田陽一訳（2018）『パンセ』中央公論新社。
- ・立岩真也（1997）『私的所有論』勁草書房。
- ・東京新聞2018年8月31日付。

- ・ヴァイツェッカー、永井清彦編訳(1995)『ヴァイツェッカー大統領演説集』岩波書店。
- ・米本昌平(2000)『優生学と人間社会』講談社。